

の人などのみ腰表を著れど、昔は然はあらざりしなり、猿曳なども是を著たるものなり、三十二番職人盡歌合の晝などに見えたり、其状こゝに引が如し、今網打の著る腰表には、上の方腹にかかれるもあれど、此晝なる腹の所に在て頸よりかけたる物は、其表の上の方とも見えす、是は猿を舞はす時の具なり、

〔玉造小町子壯衰書〕予行路之次、歩道之間、徑邊途傍有一女人、○中肩破衣懸胸、頸壞裝、纏腰、○下

〔世鏡抄上〕第十八凡下一生三昧之事

春秋冬ニ至テモ更ニ心ニ隙アラバ貧モ无カルベシ、隙ナクバ口ニモ常ニ可有貧、腰刀ヲバ置テ鎌ヲサシ、弓ヲバ捨テ、鍬ヲカタゲ、烏帽子ヲヌギテ、藤ノアミ笠ヲ著ヨ、袴ヲヌギテ、腰篋ヲシ、色アル衣裳ヲ好マズシテ、淺黄染ノ太布ヲ膝ヲ限テキヨ、

〔應仁亂消息〕一於武具、○中小者裝束者、○中紙子紙絹腰表、下略

〔信長公記 十四〕二月○天正 廿八日、五畿内隣國之大名小名御家人を被召寄、駿馬を集於天下、被成

御馬揃、○中御内府之御裝束、略御腰篋白熊、○中然者隣國之群集、晴がましきに付て、○中面々

の衣裝、下には過半紅梅紅筋、上著は薄繪唐縫物金襴唐綾、狂文之小袖側次袴同前、各腰篋付られたり、或きんへい、或紅の糸縫物を切さきにして付られたるも有、

〔信長公記 十五〕正月○天正 十五日、御爆竹、江州衆へ被仰付、御人數次第、○中

四番 信長公かるく、とめされたる御裝束、京染之御小袖御頭巾、御笠少上へ長く四角也、御腰

篋白熊、○下

〔板坂卜齋記 中〕廿三日○慶長三年 日を忘れ候が、石田治部少輔を捕來る由、田中兵部少輔に被仰

付、近江國北の郡を、草を分候如く尋候へ共、在處知れず、或夜兵部少輔宿所の前を、夜に入一人通申候、番ノ者何ものぞと改候へば、臺所に水汲と答らるゝの由、水汲にても何者にても通し候事